

軽自動車税の税額改正について

国及び地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い、平成 28 年度以降の軽自動車税の税額が下記のとおり変更となります。

■平成 28 年度以降の税額表

①原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車および二輪の軽自動車の税額

平成 28 年度(平成 28 年 4 月 1 日時点で所有しているすべての車両)より、下表の新税額に変更となります。

車 種		旧 税 額 (平成 27 年度まで)	新 税 額 (平成 28 年度より)
二輪の 原動機付自転車	総排気量 50cc 以下(ミニカーを除く)	1,000 円	2,000 円
	総排気量 50cc 超～90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	総排気量 90cc 超～125cc 以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
二輪の軽自動車(総排気量 125cc 超～250cc 以下) (側車付のもの、二輪被けん引車を含む。)		2,400 円	3,600 円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600 円	2,400 円
	その他特殊作業用	4,700 円	5,900 円
二輪の小型自動車(総排気量 250cc 超)		4,000 円	6,000 円
専ら雪上を走行するもの		2,400 円	3,600 円

②軽自動車(三輪以上のもの)の税額

ただし、動力源又は内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車並びに被けん引車を除きます。なお、平成 28 年度はグリーン化特例に伴う軽課税額(※3～5)が適用となります。

車 種			現行税額 ※1	新 税 額 ※2	軽課税額 ※3	軽課税額 ※4	軽課税額 ※5	重課税額 ※6
三 輪 の も の			3,100 円	3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	4,600 円
四 輪 以 上 の も の	乗 用	営業用	5,500 円	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	2,700 円	5,400 円	8,100 円	12,900 円
	貨 物 用	営業用	3,000 円	3,800 円	1,000 円	1,900 円	2,900 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	1,300 円	2,500 円	3,800 円	6,000 円

※1 平成 27 年 3 月 31 日以前に取得されている車両および新車新規登録済み車両

※2 平成 27 年 4 月 1 日以降に新車新規登録済み車両

※3 電気自動車・天然ガス自動車(平成 21 年排出ガス 10%低減)

※4 平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成(★★★★)かつ平成 32 年度燃料基準+20%を達成する乗用車、もしくは平成 27 年度基準+35%達成する貨物用車

※5 平成 17 年度排出ガス基準 75%低減達成(★★★★)かつ平成 32 年度燃費基準達成をする乗用車、もしくは平成 27 年度基準+15%を達成する貨物用車

※6 新車新規登録から 13 年を超える車両